

# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第15回）		
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係		
開催日時	平成25年10月8日（火）18時00分～20時35分		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	委員長 藤井 泰博 委員 副委員長 武田 真一郎 委員 委員 飯島 康 委員 益田 あゆみ 委員 本木 紀彰 委員 欠席委員 0人	
	担当課	生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 天野 文隆 生涯学習課生涯学習係長 牛込 孝子 生涯学習課スポーツ振興係主任 岡野 勇二	
	事務局	企画政策課長 水落 俊也 企画政策課長補佐 竹田 怜史 企画政策課副主査 廣田 豊之 企画政策課主事 高野 修平	
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>		
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録の作成について 5 議題 (1) 平成25年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者候補者の公募について (2) 平成25年度 諮問第2号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について 6 次回の委員会開催日について 7 閉会		
会議結果	別紙会議録のとおり		

## 第15回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成25年10月8日(火) 午後6時00分～午後8時35分

場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

出席委員 5人

委員長 藤井泰博 委員

副委員長 武田真一郎 委員

飯島康 委員 益田あゆみ 委員

本木紀彰 委員

欠席委員 0人

---

### 出席説明員

生涯学習部長 西田剛

生涯学習課長 天野文隆

生涯学習課生涯学習係長 牛込孝子

生涯学習課スポーツ振興係主任 岡野勇二

---

### 事務局職員

企画政策課長 水落俊也

企画政策課長補佐 竹田怜史

企画政策課副主査 廣田豊之

企画政策課主事 高野修平

---

(午後6時00分開会)

◎水落企画政策課長 皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

こんばんは。ただいまから第15回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。回数は前期からの通算の回数とさせていただきます。委員長の互選が終わりますまで、司会進行を務めます企画政策課長の水落俊也と申します。よろしくお願いいたします。

第4期の指定管理者選定委員会委員につきましては、平成24年2月8日から平成26年2月7日までの2年間の任期で発足をさせていただきます。

本日は委嘱させていただいてから初めての会議でございますので、ここで、各委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

それでは、お名前をお呼びいたしますのでよろしくお願いいたします。

(各委員自己紹介)

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。続きまして、事務局を務めます企画政策課の職員の紹介をさせていただきます。

初めに、竹田怜史課長補佐です。

◎竹田企画政策課長補佐 竹田です。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 続きまして、廣田豊之副主査です。

◎廣田企画政策課副主査 廣田です。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 続きまして、高野修平主事です。

◎高野企画政策係主事 高野です。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 紹介を終わります。

指定管理者制度及び当委員会の趣旨等につきましては、委嘱の際に説明させていただいていると思いますが、初めての委員の方がいらっしゃいますし、大分、お時間も経ってしまいましたので、簡単に説明させていただきます。

指定管理者制度は、平成15年地方自治法の改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として導入された制度です。

指定管理者制度の実施にあたっては、条例で指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定についても議会の議決が必要となるものです。

そして、指定管理者の候補者の選定について、市長等の諮問に応じて調査及び審議をするため、本委員会の設置を条例に規定しているところです。

本委員会で皆様にご審議いただく内容としましては、公募の場合は、1回目に指定管理者の募集要項、選定基準についての審議、2回目に1次審査として書類審査、3回目に2次審査としてプレゼンテーション等を実施し候補者の選定となります。

非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し候補者の選定となります。

本日の諮問案件は、2件ございまして2件とも公募によるものですので、本日は、募集要項及び選定基準についてご審議いただくものです。

ここまではよろしいでしょうか。

では、ただちに議事に入ります。議題は、委員長の互選についてであります。

委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることになっております。いかがでしょうか、

◎委員 ■■■委員にお願いしたいと思います。

◎水落企画政策課長 ■■■委員に委員長をお願いすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎水落企画政策課長 それでは、■■■委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、**■**委員、委員長席にお移り願います。

委員長に選出されました**■**委員のごあいさつをお願いいたします。

◎委員長 今期で3期目でございますが、前回の任期では副委員長をさせていただきました。皆さんの中では一番経験があるということではありますが、皆さんのご協力をいただきながら、本委員会を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。

◎委員長 それでは、次の議題に入ります。副委員長の互選についてを行います。

副委員長の互選につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。いかがでしょうか。

◎委員 **■**委員をお願いしたいと思います。

◎委員長 **■**委員に副委員長をお願いすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、**■**委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。副委員長に選出されました**■**委員から一言お願いいたします。

◎委員 私は、1期目でございますので、力になれるか不安なところはございますが、力の限り委員長をサポートしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員長 ありがとうございます。5人という少ない委員数ですが、それぞれ専門的立場から積極的なご発言をお願いしたいと思います。

次の議題に入ります。会議録の作成についてを行います。事務局の説明を求めます。

◎水落企画政策課長 会議録の作成につきまして、第3期同様、原則として全文記録とさせていただきます。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、「委員長」「委員」とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。なお、質疑内容のうち、業者の事業運営上、競争上の地位を害するおそれがあると判断される発言がある場合等については、その部分は黒塗りにして公開することといたしたいと考えております。以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。事務局のご説明がありましたけれども、この件に関しまして、何か質疑はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、特にご意見がないということで、事務局の説明のとおりと、させていただきます。

したがって、会議録は、発言委員名、それから非公開情報を除きまして、原則的には全文記録とすることと決定いたしました。

それでは、次に進めさせていただきます。

本日は、小金井市立清里山荘の指定管理者の公募に係る募集要項等の審査及び小金井市総合

体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募に係る募集要項等の審査の計2件を扱う予定でございます。時間は2時間程度で審議していきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

このたび、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をしていただきます。

◎西田生涯学習部長

小金井市指定管理者選定委員会  
委員長 様

小金井市教育委員会委員長

伊藤 恒子

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき別添資料のとおり、下記の次項を諮問します。

記

- 1 平成25年度 諮問第1号 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について
  - (1) 指定管理者公募施設  
小金井市立清里山荘  
所在地 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1
  - (2) 諮問にかかわる提出書類
    - ①指定管理者募集要項
    - ②仕様書
    - ③個別仕様書
    - ④施設パンフレット等
    - ⑤指定管理者選定基準
- 2 平成25年度 諮問第2号・小金井市総合体育館栗山公園健康運動センターの指定者の公募について
  - (1) 指定管理者公募施設  
小金井市総合体育館  
所在地 小金井市関野町一丁目13番1号  
小金井市栗山公園健康運動センター  
所在地 小金井市中町二丁目21番1号
  - (2) 諮問にかかわる提出書類
    - ①指定管理者募集要項
    - ②仕様書
    - ③施設パンフレット等
    - ④指定管理者選定基準

◎委員長 教育委員長から2件の諮問を受けました。諮問に当たって、説明のため、担当職員にご出席をいただいておりますので、事務局から紹介をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 それでは、担当課の出席者をご紹介します。

本日の議題2件とも生涯学習課の担当となります。

初めに、西田剛生涯学習部長です。

◎西田生涯学習部長 西田でございます。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 次に、天野文隆生涯学習課長です。

◎天野生涯学習課長 天野でございます。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 次に、清里山荘の関係で、牛込孝子係長です。

◎牛込生涯学習係長 牛込です。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 次に、2番目の議題の総合体育館・栗山公園健康運動センターの関係で、岡野勇二主任です。

◎岡野スポーツ振興係主任 岡野でございます。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 紹介を終わります。

◎委員長 初めに、平成25年度諮問第1号小金井市立清里山荘の指定管理者の公募についてを議題といたします。

ただいま小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について諮問がございました。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例によりますと、第2条で公募、第3条で申請、第4条で候補者の選定、そして、同条の第2項で、「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、指定管理者選定委員会の意見を聞くものとする」としております。

今後、清里山荘は、前回同様、公募により申請書が提出され、候補者を選定するに当たり、どのように公募するのか、どのように審査するのかについて、決めておかなければならないということで、公募の前に本委員会に諮問されているものであります。

したがいまして、これから担当課から説明を受けまして、その後、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎天野生涯学習課長 それでは、諮問第1号に係る、清里山荘の募集要項について説明させていただきます。恐れ入りますが、着席のままご説明をさせていただきます。

諮問第2号と重複する部分が多々あります。諮問第1号の説明につきましては、多少時間を割いて、ご説明させていただきます。

まず、募集要項についてご説明いたします。1ページは目次となっております。

2ページをご覧ください。1の1「公募の趣旨」でございます。小金井市立清里山荘では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、平成18年9月から指定管理者による管理業務を行ってきました。指定管理期間が平成26年3月31日に終了することに

なりましたので、今回は3度目の公募ということになります。

次に、2「施設の概要」でございます。交通機関は清里山荘の緑色のパンフレットに示してありますが、中央高速で行くか、もしくはJR中央本線小海線経由で清里駅、こちらで行くことになります。小金井からは、だいたい2時間半から3時間を要するという立地条件にあります。

山梨県学校寮敷地を借地して、小金井市が平成3年に文部省(当時)の補助交付金を受け、現在の鉄筋コンクリート造の建物を建築しました。近隣には、調布市、日野市、府中市の各施設があります。施設の主な特徴としては、1階に体育館がございます。体育館といいましても、小体育館ということで、バレーボール、バスケットボールができる程度ということになります。それから、2回に研修室が備えてあります。3階部分、これは塔屋に近いような3階なのですが、天体観測室を設けております。大型の反射望遠鏡、それから小型の天体望遠鏡を備え、利用に供しています。施設全体の棟としては、個人棟、団体棟と区分けしてございます。団体棟については、各機関の林間学校用、または個人利用も可能でございます。冬季は、この団体棟については閉鎖をしています。体育館と研修室を備えていますので、クラブ活動の合宿、研修などの利用ができます。また、先程ご説明した天体観測、これも清里自体がかなり澄み切った環境にありますので、最適地で天体観測ができるということになります。

次の3「施設の設置目的」については記載のとおりでございます。

続いて4「指定管理者の指定期間」でございます。平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間にしたいと考えております。

3ページへお進みください。5の「管理者」は小金井市教育委員会でございます。

6「指定管理者の公募、選定方法、選定委員会の設置」でございます。指定管理者の公募の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、小金井市の公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第16条に規定する指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理者としての候補を選定しますとなっております。

続いて、7「指定管理者の公募スケジュール」でございます。説明会から指定開始までの大まかなスケジュールを示してございます。10月に現地説明会を実施し、12月に小金井市指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定していただくという段取りになります。年が明けて、応募者への結果通知、3月に市議会への指定の議決をいただく。議決後、協定を締結し、4月より指定管理の業務を開始するというスケジュールになります。

8「公募の手続」でございますが、公募のお知らせにつきましては、10月15日号の市報、市のホームページに掲載をし、募集いたします。

(2)の募集要項の関係書類については、原則としてホームページ上からダウンロードしていただくことにいたします。

(3)の現地説明会の開催につきましては、①、②に記載しているとおり、現地で説明会を行うという予定をしております。

説明会後の質問については11月5日まで受け付けをいたしまして、11月11日に市ホー

ムページ上で回答する予定です。

申請書等の提出につきましては、3ページと4ページにまたがっておりますが、それぞれ記載のとおりでございます。

次に4ページ、9「選定結果の通知等」、でございます。選定の結果につきましては、応募者に対して文書で通知をいたします。一応、こちらに、市議会のご議決をいただくまでは候補者である旨を記載しております、次の10「協定の締結」として、市議会の議決によって決定した指定管理者と協定を締結する旨を記載しております。

大きなⅡ番、「指定管理者が行う業務の範囲」については、7項目を掲げております。1から6までは従前どおりでございますが、今回、新たに「7その他、教育委員会が必要と認める事業」を追加しております。これは、東日本大震災の際、結果として利用はございませんでしたが、避難する方を受け入れる施設としての準備をしたことなどを踏まえまして、教育委員会の判断でそのような突発の事態への対応もお願いするという意味で、新たに追加しております。

続いて大きなⅢ、「指定管理者による管理運営の条件等」でございます。

1「事業内容」といたしまして、(1)は施設の管理運営、(2)は施設、備品等の維持管理、(3)として事業運営の特例条件を記載してございます。

次に、2「利用料金等」でございます。利用者が清里山荘の施設を利用することに伴う利用料金等の全ての収入は、現行同様に、指定管理者の収入としますということにしております。これは利用料金制を採用するという前提条件で記載をしてございます。利用料金につきましては、条例で定められている金額の範囲内で予め教育委員会の承認を得て指定管理者が設定することになります。

一度8ページへとんでいただきまして、5「提案内容」の(10)に利用料金の設定に関する考えを記載してあります。利用料金設定の基本的な考えを示してくださいということで、ここで指定管理者候補の側から提案を受けるという形になっています。

また、5ページにお戻りいただきたいと思っております。3「教育委員会の負担する経費等」でございます。(1)から(6)まで記載してありますが、内容としては、管理に必要な委託料のほか、50万円以上の修繕料及び10万円以上の備品の買い替えや厨房機器の借上げ料のほか、土地の賃借料や負担金、保険料等でございます。

それ以外の経費は指定管理者の負担ということで、次の4「指定管理者の負担する経費」にその旨が記載されております。

次に「備品の帰属」ということで、10万円未満の備品の買い替えについては指定管理者が経費負担をするわけですが、その買い替えた備品については、教育委員会に帰属をしますということになります

6「常駐管理人」については、管理人室を利用いただき、2名を常駐させていただくこととしております。

7「指定期間満了の際の措置」としては、指定期間満了後は原状に復していただくこと、施

設・備品等が適切に管理されていないと判断される場合は、応分の負担を求める場合があること、指定管理者には造作等の買取り請求権がない旨を記載しております。

8「指定管理者切替えに係る措置」としては、前期の管理者が使用承認した予約申し込みについては、移管後すべて引き継ぐものとする旨を記載しております。こちらは、指定管理者の切り替えにともなって、予約済みの利用者に影響が及ばないようにするために記載しているものでございます。

6ページをご覧ください。9「リスク分担」でございます。市と指定管理者のリスク分担については、こちらの表のとおりでございます。

続いて、大きなIV番として、「応募の条件等」を記載しております。応募者については、法人その他の団体ということで、個人では応募できないこととしています。次に、応募者の制限として7つの欠格事項を記載しております。

7ページにお移りください。3「応募書類」については、仕様書を参考に（1）から（10）までの書類を提出していただきます。

4「応募に関する留意事項」としては、記載のとおり（1）から（8）までの8項目を記載しております。

8ページに移っていただきまして、9「提案内容」でございます。以下の内容を提案書の中に示してくださいということで、これは指定管理者側の提案を基本項目内容に沿って示すようにということになります。（1）番については指定管理者としての運営方針。それから（2）は施設の利用に関する業務について、利用者の利便や収益性、稼働率を高めるためにどのように取り組むか等を示してもらいます。（3）は個人情報の保護、及び情報公開についての記載です。（4）の障がい者の雇用等、福祉的雇用についての現状や考え方を示してくださいということです。

（5）は送迎や広報など、利用促進の具体的な考え方を示していただき、（6）の自主事業について、事業内容及びその効果ということで、具体的な企画内容を示していただきます。自主事業につきましては別添の指定管理業務仕様書、それから個別業務仕様書に詳細が記載されています。「指定管理業務仕様書」、薄い方の3ページになります。2「管理運営に関する業務」の（1）青少年育成に関する業務ということで、①天体観測等の講座運営業務、②として宿泊者向けのクラフト教室等の業務、③として自然観察等の野外活動に関する業務、④その他教育上必要な業務ということで、①から③の業務につきましては、私ども教育委員会として、やっていただきたい内容です。

恐縮ですが、募集要項の8ページにお戻りください。（8）要望・苦情対応についてということで、アンケートなどによって利用者の要望等を把握してくださいということで、これについては市側にフィードバックするというようになります。

（9）については、業務の検証ということで、自己検証・評価・改善、これについて示していただきます。

(10) 利用料金の設定に関する考え方についてですが、本日は配付してございませんが、募集時の資料として、平成24年までの過去5か年分の決算を添付します。そちらを参考に、条例の範囲内で提案していただくことになります。

恐れ入りますが、指定管理業務個別業務仕様書、少し厚いほうの資料です。こちらの6ページをご覧ください。⑩食事料ということで、食事に関する規定をいれてございます。中身については指定管理者側の申し出によって、教育委員会の承認を得て、メニューの変更等が出来ます。基本的には現行の料金を継続していただきたいという考え方をもっています。薄い方の業務仕様書の2ページの(6)のところに、現行の食事料の表を示してあります。

朝食は均一ですが、夕食については、どちらか選べますという料金設定をしてあります。今回消費税を8%で算出することになっていきますので、消費税分値上げをするか、料金、内容については提案によって変更が可能です。

また、募集要項の8ページにお戻りください。(11)施設の維持、設備及び衛生管理ということで、危険防止等の考え方を示してくださいということです。

(12)・(13)は、ごみ減量・地球温暖化対策の取組についてということで、環境問題に対する考え方を示してくださいということです。こちらは、小金井市の施設を管理運営するものとして知っておいていただきたい内容ということで盛り込んでいるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、最後に(14)施設の安全に関する業務ということで、安全確保や災害発生時の緊急対応についての考え方を示していただきます。

次の大きなV番、選定に関する事項には、選定方法や評価項目を記載しております。

1「選定方法」については、先ほど3ページで説明した内容を詳しく記載した形になります。

2「評価項目」については、先ほどご説明した「提案内容」を評価する際のチェック項目でございます。

10ページへお進みください。。大きなVI番、協定に関する事項でございます。市議会でご議決いただいた後に締結する協定書で定める内容について記載しております。

次に大きなVII番、実績評価に関する事項でございます。事業報告書を事業終了後60日以内に提出していただくということになります。また、途中、何か事故があった場合については、30日以内という内容が記載してございます。

次の11ページ、大きなVIII番は、関係法令の順守事項になります。

次の大きなIX番、その他については、事業の継続が困難になった場合の措置と、疑義が生じた場合の措置について記載をしてございます。

最後に大きなX番として、本日は、指定管理業務仕様書のみ参考に配付しておりますが、募集時に添付する資料の一覧を載せてございます。

それでは、つづきまして、選定基準のほうに移らせていただきます。1については、適正な管理運営の確保、2については事業者の現状と実績、3はサービスの向上、4は効率的な運営、5については、安全で安定的な施設運営の継続的提供ということで、大きく5項目に分けてご

ございます。それぞれの項目、5点の配分ということで、今回ご提案申し上げます。市の考え方として、特に重視したい点ということで、3のサービスの向上、2の事業者の現状と実績、5の安全で安定的な施設運営、ここに力点を置きたいという提案内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎**委員長** 担当課の説明は終了しました。これから順次質疑を行います。

はじめに、小金井市立清里山荘の概要について質疑を行います。

◎**委員** 利用率はどういう感じなんですか。

◎**天野生涯学習課長** 利用率についてですが、5年間の利用者数を申し上げますと、平成20年度が9,244人、平成21年度が9,373人、平成22年度が9,426人、平成23年度が9,944人、平成24年度が9,656人となっております。

◎**委員** 教育委員会が負担する経費についてもう一回詳しく教えてもらってもいいですか。

◎**天野生涯学習課長** 教育委員会の負担する経費についてですが、募集要項5ページにございますが、まず、指定管理者に支払う指定管理委託料でございます。修繕については、1件50万円以上のものについては我々の負担になります。備品については、1件10万円以上の備品を買い替える場合、我々が負担します。それから、(3)山梨県に支払う県有財産賃借料、(4)現在、小金井市が契約している厨房機器の借上料、(5)八ヶ岳学校寮地区の利用者協議会の負担金、(6)火災保険料、賠償責任保険料でございます。

◎**委員** ということは、修繕のところで、50万円未満の修繕というのは、指定管理者の負担ということになると思いますが、例えば、50万円未満で指定管理者の責に帰さない修繕であっても指定管理者が負担するという認識でよろしいですか。

◎**天野生涯学習課長** はい、そうでございます。

◎**委員** ちなみに、指定管理委託料は中身としてどんな経費がありますか。

◎**天野生涯学習課長** 消耗品とか、光熱水費とかの経常的にかかる経費ですね。

◎**委員** 人件費も入っているんじゃないんですか。

◎**天野生涯学習課長** そうですね。人件費も含まれます。あと電話料も。

◎**委員** 要は各施設を維持管理するのに必要なものが入っているということなんですよ。

◎**天野生涯学習課長** 指定管理料の内訳については、お手元の指定管理業務個別業務仕様書の6ページの(3)の①から⑥まで記載がございまして、先ほど申し上げました、消耗品や光熱水費、電話料、及び人件費も含まれています。

◎**委員** 選定基準についてですが、次の議題の総合体育館・栗山公園健康運動センターと、両者の選定基準の項目がまったく同じです。これで適切に評価できるのでしょうか。というのは、清里山荘は宿泊施設であり、総合体育館と栗山公園健康運動センターはスポーツ施設であるということです。施設の設置目的が違うのに同一の基準で評価するのはどうなのでしょう。正しく評価できるのか疑問です。清里山荘は宿泊施設だから、管理運営面が特に重視されるべきですし、総合体育館や栗山公園健康運動センターは健康体操とか介護予防事業などの自主事業

の充実という面が重視されるべきだと思います。それぞれの視点で見たときに、同じ選定基準、同じ配点ではなくて、清里山荘だったら、管理運営に関する項目や宿泊施設のサービスに関する項目の配点を多くするとか、あるいは総合体育館・栗山公園健康運動センターなら、自主事業の企画に関する項目や施設の設備に関する項目の配点を多くするとか、そういう形にしてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎天野生涯学習課長 選定基準については、おっしゃるとおり両施設同じ選定基準となっておりまして、項目も点数もまったく同じものではありませんが、清里山荘と総合体育館・栗山公園健康運動センターは別々に評価いたしますので、その点では正しく評価できると考えております。

◎委員 今のご説明ですと、施設ごとそれぞれで評価するから、評価項目の内容や点数の比重を変えなくても、施設ごとで問題なく評価できるとのお答えですが、例えばA者が、管理・運営面においての評価は低かったが、サービスの面で提案内容が評価されて非常に高い点数を得たというときに、結果として、管理・運営面では不安はあるが、提案上サービスがいいのでA者が選ばれるという可能性があるわけですね。清里山荘は、宿泊施設なので管理・運営面に重点を置いて評価したいところですが、今の基準だとそうはなっていないわけで。価格も同じで、管理運営の面で評価が低くても、価格が安いという点で評価されて選ばれるという可能性もありうるわけです。そういったところはいかがでしょう。

◎西田生涯学習部長 価格というところで言いますと、直接価格が安いというのを評価する項目というのはありませんので、そういうところの心配はないのかなと。

◎委員 私が聞きたいのは、今の評価項目では、清里山荘の場合は管理運営を重視したいが、サービスの良い提案をしてくれば点数を稼ぐことだって可能になるということです。

◎委員 ちなみに、提案の時には、こんなサービスをするよと言っていて、やっぱりそれができなかったというようなトラブルはありましたか。

◎天野生涯学習課長 そういうことはありません。

◎委員 ということは、提案されたものについては、だいたいは実施しているということですね。

◎西田生涯学習部長 そうですね。途中になって投げ出してしまうというようなことは清里山荘に関してはないということですね。

◎天野生涯学習課長 選定基準の中でも、評価項目8の「サービスの向上を実現する具体的な計画があること」であったり、14の「収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること」というのがありまして、そこで実現可能性のある提案がなされているかについて評価することとなっております。

◎委員 こういう言い方すると、我々の役目が果たせないのかもしれないけれど、その提案が実現可能かどうかといっても、わからないところもあるので、評価は難しいですね。

◎委員 ちなみに、前は基準は同じだったんですか。

◎天野生涯学習課長 前回とほぼ同じ内容です。

◎委員 ちなみに今やっている業者さんが、前回からの継続するというのは可能なんですか。

◎天野生涯学習課長 はい、可能でございます。選定基準の中で、大きな評価項目2の「事業者の現状と実績」の中の5の「施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること」という項目があるんですが、そこで評価されていく形となります。

◎委員 そうすると、この項目については、今やっている業者にとっては有利ですよ。

◎天野生涯学習課長 実績というのは、もちろん今やっている業者さんに対してだけでなく、ほかの会社さんについても、この施設ではやっていないが、他の施設で実績がありますよということも対象になりますので、そのあたりを評価していただく形になってくると思います。

◎委員長 実績を見ていくのは大切だと思いますが、実績面で点数がつけられるとなると、それは公平性に欠けるのではないかと思うんですよ。実績が求められるということは、初めて参入しようとしている業者にとっては、不利な要素になり、新規参入を阻害することにもなるんじゃないかという懸念はありますよね。

◎委員 そういふところだと、今やっている業者さんは、サービス向上というところでも比較しやすいですよ。だから、逆に新規で来る業者さんは、サービスの向上といっても、何ををもってサービス向上と判断するのか難しいところがありますよね。

◎天野生涯学習課長 選定基準3の「サービスの向上」は、評価項目が6つございまして、配点としては30点ございます。清里山荘と総合体育館・栗山公園健康運動センターとでは、その中身の具体的計画内容というのは異なってきます。どれかに重点的に配点するという形になりますと、その部分だけに力を入れてくることも考えられますので、そういう意味で評価は5点ずつで同じになっていて、配点に偏りがないようにしています。

◎委員 求める内容は宿泊施設とスポーツ施設では当然違うわけですね。事業の現状や実績は15点、サービスの向上が30点ありますが、この基準や配点で求めるサービスが評価できるのかというのはやはり疑問が残ります。委託者側と我々との間で求めるものにずれが生じるのではないかということなんです。評価の比重とか点数配分を変えることによって、我々が重点を置いている部分とそうでない部分を比較しやすくなるんじゃないのかなと思いますがいかがですか。

◎西田生涯学習部長 清里山荘と総合体育館・栗山公園の評価項目は同一の考えで設定しておりますが、問題ないと考えています。サービス向上の観点からすると、当然ではあります。清里山荘と体育館については先ほど委員がおっしゃったように、施設の目的は異なります。したがって、たとえ項目で、当たり前ですけれども、清里山荘でやることをそのまま体育館に持ち込んで、同じ点数がとれるかということ、とれるわけがないわけです。求めているサービスが違うわけですから。

そのサービスは何を求めているかということは、こちらの部署等によって決めるわけではな

くて、業者さんが我々に提示していただくわけで、それに沿って点数を同じような様式でつけていくわけです。同じ審査基準でやるものについて、同じ仕様書で応募してくる、同じ目的内のもので別々に評価される。だから、例えば清里山荘と体育館を同列のところだと、確かに体育館と清里山荘とは全く違う形で作り込んでおかないと評価ができない。例えば同じ業者が同じ目的の2つの施設を運営するんだということになると、細かく分けていくことになろうかと思いますが。別の目的であれば、それをどう評価していくかということは、それぞれの目的ごとのそれぞれの施設ごとに評価ができると考えられます。説明がうまくいきませんが、特に最終的にそれが問題となることはないかと思われま。

◎委員長 ■■■委員、いかがでしょうか。

◎委員 わかりました。

◎委員 ■■■委員がおっしゃるように、検討が必要な部分もあると感じていますが、評価項目は、これから変えるというのは今から対応可能なんですか。

◎西田生涯学習部長 今回についてはこの選定基準でやらせていただければと考えております。

◎委員 実際に点数をつける場面って、私は今回はじめて委員をやらせていただくので、よくわからないんですが、提案資料が出てきて、ここにあるような理念や運営方針、実績や事業計画などが書かれている。我々は当然それを全部読むわけですよ。読んだ中で、こういうサービスをやる、ああいうサービスをやるというような事業者からの提案がある。それを見たときに、サービスの向上というのが生まれているのかどうかというのはよくわからないんです。前回のサービスの内容を知らないから。サービスそのものもいいものかどうかまでは一般的にはわかるけれども、向上されているかどうかはわからないんです。逆に言うと、お客さんが今までは送迎があったけれども、今回は送迎がないと。そういう対比かなんかがあって提案されてくるんだったら、サービスが向上されているか評価しやすいわけですから、こういう評価項目の書き方でいいと思います。必ずしもそういう意味でわからないところ、判断ができないところがあるのかなど。例えば、3のところ「サービスの向上」という評価項目があって、サービス向上を実現する具体的な計画はこうですよとか、利用促進を図る具体的な計画はこうですよとかを書かれても、それが本当にサービスの向上として評価できるものであるかというのは我々が判断しなきゃいけないわけです。A者の方は今までは送迎があったけど、なくなった。というふうになれば、これはとんでもないサービスの低下として評価はできるんでしょうけども。

◎委員 従来は同じ基準でやってきたわけですよ。

◎天野生涯学習課長 はい、そうでございます。

◎委員 清里山荘と総合体育館・栗山公園健康運動センターという目的の違う施設を同一の基準で選定してきて、具体的に何か不都合があったんでしょうか。

◎天野生涯学習課長 特にそういうことはありませんでした。

◎委員 4の「効率的な運営」というところですが、清里山荘は主に夏しか使いませんから、

ある意味では管理は効率的にできるわけで。清里山荘はどちらかといえば評価しやすいと思いますね。

◎天野生涯学習課長 清里山荘は、団体棟については、冬期は使用できません。ただ、スキー客なども含め個人客の受け入れは行っております。

◎委員 稼働率ほどのくらいなんですか。

◎西田生涯学習部長 月ごとの稼働率は差がありますが、年間としては30%から40%ぐらいです。ここは7月、8月の夏休み期間が一番混んでいる時期でして、あと5月ですね。3月も利用者が意外と多い時期です。団体棟の使用は冬期はできないのですが、個人利用は可能ですからスキー客も宿泊します。その分稼働率は低くなります。

◎委員 細かく基準は施設の目的に合わせて変えていくかということですよ。それが今から対応可能かどうかということですよ。だから、事務方が大変だというリスクを背負ってでもやるのかということになります。今までこのやり方でやってきて、特に変えたほうがいいことは出てきていないようなので。どうでしょうかね。

◎委員 事業者の提案がきちんと評価できるような基準にできた方がいいのかなと思っただけです。あまり時間がないでしょうから、だめであれば全く構わない。そういうことは十分理解していますので。

◎委員 だから、清里についてはこの点を重視して評価していく。大枠としては基準はこのままにして、別途、例えば清里だったら管理、夏も大事だし、実は冬は大事だと思うんですよ。水道管が凍って破裂したりしますから。やっぱり食事大事じゃないですか。ホテルや旅館と同じで、やっぱり食事はおいしいほうがいいわけですから、宿泊施設だったらそういう点も大事だし、だからサービスという項目のところはこの点とこの点とこの点を見ていくという形にしないと、かえって評価が難しいでしょうから、評価するときにこの施設については、管理と食事について重点的に見ていくという形にするのはどうですか。

◎委員 具体的な形で評価していくということですね。

◎委員 そうです。■■■■委員がおっしゃるように、清里山荘は管理面、総合体育館・栗山公園健康運動センターは企画面というように、施設に応じた観点を決めて審査していくわけですよ。この点を重視した評価にしましょうと、皆さんで話しあいながら進めていく。やはり事前に協議していかないと評価は難しいですからね。

◎委員長 どれだけ応募があるかわかりませんが、1者あたり結構な量の審査資料が送られてきたと思います。

◎委員 そうなんですか。

◎委員 そうです。結構多いですよ。

◎委員長 資料を見てみないとなんとも言えませんが、各委員が今まで話したような目的を踏まえて、まずはご自身の観점에서評価していただきたいと思います。そのときにいろいろわからないことが出てくると思いますので、1次審査の時に、この場で話し合っていきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

◎委員 それを踏まえて評価を変えることはあり得るんですか。

◎委員長 はい、ありますね。

そういうことで、小金井市立清里山荘の概要についてはよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、次に募集要項について質疑を行います。先ほどからの議論と重なるところがあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

◎武田委員 受託金額なんですけど、応募者というのは、自分はこの金額という形でくるわけですよ。事前に何らかな基準みたいなものはあるんですか。全くの青天井で、その提案のあった価格で引き受けるということですか。

◎天野生涯学習課長 全くの青天井ということではございませんでして、関係書類として清里山荘の過去5年間の決算資料などがございますので、それらをもとに適切に判断していただくという形になります。

◎委員 受託金額が評価に影響するということはあるんですか。

◎西田生涯学習部長 受託金額自体が評価に影響を与えることはございません。事業計画の提案の中で、収支予算書の提出を求めています。そこで、サービスの内容や自主事業などについて、適正に見積りがなされているかどうかを評価するわけでございますので、安かろう悪かろうというものが評価される仕組みにはなっておりません。

◎委員 業者としては、なるべくいいサービスを提供して利用者に満足してもらうわけですよ。そのためには当然ある程度のもうけが必要ですよ。それが全くないような安い金額だと、それはかなりサービスの低下があるかもしれないから、それはちょっとあやしいと思わなきゃいけないのかなと。

◎西田生涯学習部長 いろいろなことを提案書に書いてきているのに、それでも価格が安いということも十分考えられるわけですから、そのあたりの妥当性を評価していくことになります。

◎委員 その受託金額が妥当な金額かどうかというのを、第三者が判断するのはなかなか難しいですよ。サービスの内容が妥当なものかといった場合なら、なんとなくわかるでしょうけど。

◎委員 6ページの応募の条件等の、2の応募の制限のところ、その(5)に、国、都道府県又は区市町村から指名停止処分を受けている者とありますが、これを見ると、全国的に指名停止処分を受けていない者ということを行っているんだと思いますが、実際に調べることはできるんですか。

◎西田生涯学習部長 実際のところは、応募してきた人は、応募資格に合っているということ前提として一旦は受け付けております。

◎委員 指名停止処分を受けているかというのは、東京都の場合もわかるのでしょうか。

◎西田生涯学習部長 わかると思います。

◎委員 心配しているのは、指定管理者の指定には議会の議決が必要なわけで、指名停止処分を受けている応募資格を持っていない業者が仮に選定されて、後で判明してしまった場合には議会等で大変なことになると思うんですが。

◎西田生涯学習部長 今、■■■■委員がおっしゃったように、そういうことが判明すると確かにそれは大変なことになると思いますが、実際は完全に防げるかとなると、なかなか難しい部分もあるのかなと。

◎委員 他の自治体でも現にやっているというような適格事業者なら、それはかえって実効性があるわけですよ。これはそもそも国とかもすべて調べて排除していくのは現実的に難しいことだと思いますので、当然、一定の範囲で調べていくわけですけど、あとは、もし判明したら取り消すというふうに理解するしかないですよ。

◎委員 そうですね。

◎委員 判明したら取り消すというような規定とかはあるんですか。

◎西田生涯学習部長 いえ、ないですね。

◎委員 ブラックリストみたいなものはないですよ。自治体同士で共有するような。

◎西田生涯学習部長 それはないと思いますね。

◎委員 サラ金とかだったら、全部の金融機関の情報を共有していますけどね。

◎西田生涯学習部長 ここに書いてあるのは市区町村までになっていますけども、ここまで細かくチェックはできないという現状はございます。

◎委員長 募集要項の8ページの5「提案内容」の(10)のところで、利用料金の設定に関する考え方という項目がございしますが、あれは、提案の段階で各応募者が利用料金について決めておかないといけないということですか。

◎天野生涯学習課長 はい、そうです。利用料金については、条例の利用料金を上限として設定していただくことになるかと示しております。

◎委員 3ページのところの公募の手続きのところ、現地説明会の開催ということで日程が示されているんですが、10月25日の1日だけなんですよね。この日に来れない場合はどうなるんですか。

◎天野生涯学習課長 現地説明会は1回しか開催しませんので、もし来れないという場合は、申し訳ないんですが現地を見ることできないということになると思います。

◎委員 そうなんです。わかりました。

◎委員長 選定基準の6番のところで、「類似事業での企画・実施の経験が豊富であること」とあるんですが、例えば、今までは、そういう経験がないという会社も応募していたのかも知れないけれども、事業者の現状と実績という基準では点数がつかずに、結果として選定されてこなかった。または、今まではそういう会社は応募してこなかった。だけれども、そういう経験のある人を雇用したりして体制を整えた業者が、応募してきた場合、その業者としては、まだ経験は豊富ではない。過去の経験者じゃないとダメだという部分は公平性の点からはどうか

などと思いますね。

◎西田生涯学習部長 清里山荘は宿泊施設ですから、主に宿泊サービスを受けるわけですよ。だから、ホテルといいますか、宿泊施設で働いた経験がある人がたくさんいる方がいい、安心できると思うんです。そういった宿泊施設で働いた経験のある人を新たに雇ったということになれば、サービスの向上につながってきますから、それはやはり評価を高くしたくなると思います。

◎委員 ただ、経験が豊富であるという点からすると、今までの業者さんが良ければ、その業者さんはそうなると思えるんですよ。だから、前の業者さんより良さそうだなというような売り込み、宿泊施設で働いた経験がある人を雇っているとか、があるかどうか重要になりますよね。そうでないと、特に問題がなければ今までのところがいいと思ってしまうわけですよ。

◎委員長 こういうところでも、新規参入者は経験が豊富ではありませんのでマイナスにはなりますよね。こういう点の積み重ねが、僅差となったときに結局命取りになりますよね。

◎委員 今、やっていただいている業者さんの評判はいかがですか。

◎天野生涯学習課長 利用者アンケートからもよかったとの感想が多く寄せられています。

◎委員 ああ、そうですか。ご飯でも食べてみるとわかるんですよ。

◎委員 そうですね。

◎委員長 ひとつ聞き忘れてしまったのですが、消費税のことで、6ページの9「リスク分担」のところで、消費税の変更は市が負担するとなっていますが、これは8%から10%に上がった場合、市がその分負担するということいいんですか。

◎天野生涯学習課長 そうでございます。

◎委員長 その他、小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について何か質疑はございますか。それでは、以上で本件についての質疑を終了いたします。

本指定管理者選定委員会としまして、教育委員会から諮問のありました小金井市立清里山荘の指定管理者の公募につきまして、諮問のとおり認めるとの答申をすることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおり答申することと決定いたしました。

それでは、次に、平成25年度 諮問第2号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

諮問書のとおり、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について諮問がございました。審査の理由は、先ほどの清里山荘と同じであります。したがって、これから、担当課から説明を受け、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。それでは、担当課のご説明をお願いいたします。

◎天野生涯学習課長 すいません、はじめに資料の訂正がございます。皆様のお手元にお配りしております、小金井市栗山公園健康運動センターのパンフレットでございますが、住所のところが小金井公園内となっておりますが、栗山公園内の誤りでございます、申し訳ございませんでした。それでは、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者募集要項に沿って、ご説明させていただきます。先ほどの清里山荘の募集要項での説明とかなり重複する部分がございますので、重複する部分については割愛させていただきながら、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 ページをご覧ください。公募の概要でございます。1 の公募の趣旨といたしましては、先ほどと同じでございます。

2 の施設の概要でございます。まず総合体育館からご説明させていただきます。所在地といたしましては、総合体育館は小金井市関野町1-13-1でございます。施設の中身についてですが、まず地下1階に大体育室がございます。バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面でございます。小体育室は、主に卓球等に使用しております。また、他には柔道場、剣道場もございます。1階は主に会議室で、第一、第二、第三会議室がございます。これらの会議室はパーテーションで区切られておりまして、大きな会議では、このパーテーションを取り外して1つの会議室にできます。あとは大体育室の1階部分にはランニング走路がございます。2階は温水プールとトレーニング室がございます。

次に栗山公園健康運動センターでございます。所在地につきましては、小金井市中町2-21-1でございます。栗山公園健康運動センターは、規模はあまり大きくありませんが、特徴としては、ここにも総合体育館と同様、温水プールがあります。地下2階に20メートルが4コースとなっております。その他の施設につきましては、1階には、ティールームがございます。ただし、こちらは指定管理をしているのではなく、福祉団体により運営・管理されています。2階はグリーンフィットネスルームになっておりまして、4階はトレーニングルームになってございます。

我々の考えといたしましては、この2つの施設を1つの指定管理者で一括した管理を行っていただきたいということでございます。

4 ページ、3 の施設の設置目的については、総合体育館は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与すること、栗山公園健康運動センターは、市民の心身の健全なる育成と健康の維持増進に寄与することを目的に設置したものであります。

4 の指定管理者の指定期間ですが、先ほどの清里山荘同様で平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間となっております。今回は初めての更新となるものです。

5 の管理者、6 の指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置、7 の指定管理者公募スケジュールについては、先ほどの清里山荘と同じであります。

4 ページの下から5 ページに記載のあります、8 の公募の手続きについては、(3) の現地

説明会を2回開催いたします。場所はまず総合体育館での説明終了後、各自で栗山公園健康運動センターに移動していただく形となります。その他応募書類の提出期間等については、清里山荘と同じであります。

9の選定結果の通知等、10の協定の締結についても同じであります。

大きなⅡ番、指定管理者が行う業務の範囲でございます。清里山荘と違う点といたしましては、清里山荘にはあった宿泊、日帰り利用及び飲食サービスの提供に関する業務というところを除いております。また先ほどの清里のところでもご説明いたしましたが、(6)のその他教育委員会が必要と認める業務を追加しております。

6ページをご覧ください。大きなⅢ番、指定管理者による管理運営の条件等でございます。1の事業内容、2の利用料金等については、清里と同じであります。3の教育委員会の負担する経費等については、(1)、(2)は清里と同じであります。3)東京都体育施設協会負担金、(4)太陽光発電設備損害保険料、(5)火災保険料は総合体育館等に関するものであります。

4の指定管理者の負担する経費から、7ページに移っていただき、8のリスク分担までについては、清里山荘と同じであります。

9の市等の主催・共催・後援事業、行政使用等による総合体育館等の使用についてですが、市の方で行政使用という形で優先的に施設を使用します。これに対しては、無償ということをご明示しております。それから、年間の予定表も事前に指定管理者側に提示をし、そこで指定管理者側の自主事業等々の調整をしていただくこととなります。それから、総合体育館は、選挙時には開票所となります。また、災害時には避難所として指定されていますが、この辺の収入減については、協議事項という形で記載をしております。

10の改修工事・修繕等による閉館ですが、市の計画に基づく改修工事・修繕等により、一定期間の閉館を要する場合の利用料金の収入減についても協議事項となっております。総合体育館については、今後、大規模改修工事を計画的に実施する予定でありまして、その際に閉館となった場合については協議事項となります。

8ページをご覧ください。11の施設予約システムですが、現行の小金井市公共施設予約システムを使用していただきますが、その使用にあたっては指定管理者がインターネット回線の新設することとし、必要なパソコンについても設置することとします。また、独自システムの導入も可能としますが、条件として市民への周知期間が充分確保できる場合とし、かつ費用負担についても指定管理者の負担といたします。

12の自動券売機ですが、現在、総合体育館で使用しています自動券売機については、間もなく入れ替えの時期を迎えます。機器の入れ替えにあたっては、現行と同等の機能を有するものを設置いただくこととなります。現行の自動券売機は、プリペイド式に対応したものでありますので、更新した機器についても、利用者の利便性を維持するため、プリペイド式に対応可能なものとします。

13のその他としまして、(1)ですが、現在、生涯学習課のスポーツ振興係の職員が総合体育館の事務室の一部を間仕切りなどで区切り、指定管理者と共用しています。以前市が管理していたためこのようになっているのですが、当面の間は、引き続きそのような形とさせていただきます。

(2)、飲食物の自動販売機はすでに支援団体で設置しているもののみ認めておりますが、指定管理者による新たな設置は認められません。

(3)については先ほどの施設の概要でもお知らせいたしました。栗山公園健康運動センター1階の喫茶室は、現行、福祉団体で運営・管理を行っており、ここについても引き続き指定管理者ではなく、現行の福祉団体で継続して運営をお願いしていく形となります。

大きなIV、応募の条件等ですが、応募資格のところが清里と若干異なります。②単独の団体で指定管理者が行う業務の範囲についてすべてを担えない場合は、複数の団体により構成されるグループによる応募ができますということで、ここでは2つ以上のグループないし企業なりが代表を決めて参加をしてくださいということで、ここは清里とは別になります。

それから、2の応募者の制限及び3の応募書類については清里の記載と全く同様になります。

続きまして、その下の4の応募に関する留意事項で、(8)のところが清里山荘とは異なります。共同事業体で応募した後、構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の不測の事態が認められ、審査の公平性及び業務執行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能とすることもありますということで、共同提案用に追加をさせていただきます。

10ページをご覧いただきたいと思います。提案内容については、これも異なる点についてだけ説明をさせていただきます。(8)、開館時間についてです。開館時間延長等についての考え方を示していただきます。次に(9)として、休館日の設定についての考え方を示していただきます。

大きなV番の選定に関する事項につきましては、清里山荘と同じであります。

大きなVI番、協定に関する事項でございます。(4)の自主事業の承認に関する事項と、(13)の改修工事・修繕に関する事項が清里山荘にはない項目になります。

VII番の実績評価に関する事項、それから、次のVIII番の関係法令の遵守については、清里と全く同じになります。

それから、次のIX番のその他については、清里とほぼ同じ記載内容ですが、1つ追加があります。大きな2業務の引継ぎ等というのを追加をしています。

最後の添付資料については、記載のとおりになります。

選考基準については、同じものを使用しますので、説明については割愛をさせていただきます。

以上です。

◎委員長 担当課の説明は終了しました。これから順次質疑を行います。

はじめに、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの概要について質疑を行います。

◎委員 提案内容の6番の、自主事業について企画事業等の内容及びその効果というところですが、提案内容については、実施の都度、教育委員会の承認が必要になりますと書いてあります。なぜ自主事業なのに、教育委員会の承認が必要なのでしょう。具体的にどのようなケースが考えられるのですか。

◎天野生涯学習課長 実際のところ、自主事業で今まで教育委員会で承認しなかったケースはなかったと認識しているところですが、例えば、自主事業ばかりをやってしまうと、別の目的で利用されている一般の利用者の利用に支障が出てくるとも考えられますし、年間の全体の事業の公平性というか、バランスを見て、自主事業を設定していただきたいという意味合いで設けている項目であります。

◎委員 あと、例えば、自主事業でユニークな提案があったとして、それらを我々が評価し、その結果ある事業者に決定したとします。その後、自主事業実施の際に、教育委員会からその事業が不承認となることもあるかもしれないわけです。そうなった場合に評価した提案内容が実現されないということになる可能性も出てくるわけですが、このあたりはどうなのでしょう。

◎西田生涯学習部長 先ほど、課長が説明でも申し上げておりましたが、体育館に来られる方はさまざまな目的を持って来られているわけですし、泳ぎに来たり、走り来たりとかいう方もたくさんいらっしゃいます。ただ、あまりにも自主事業ばかりやっているとということになると、他のお客様の利用を制限してしまうということも可能性として考えられますので、ある程度の調整が必要になるのかなど。実際に不承認というケースはないと思われそうですが、そういったあたりを調整させていただくということでございます。

◎委員 ということは、自主事業は原則として実施するというを前提に評価して良いわけですね。

◎西田生涯学習部長 そういうことになろうかと思われます。

◎委員 現在の受託者の予算額とか決算額というのはどれくらいなのでしょう。

◎天野生涯学習課長 総合体育館及び栗山公園健康運動センターについては、平成21年4月から現在の指定管理者に委託しているところですが、24年度までの4年間の指定管理料の決算額としましては、年間約1億7,000万円で計約6億8,000万となっております。途中で総合体育館の大規模改修工事等で施設の一部が使用できない期間もございましたので、その分の利用収入の減については補てんを行っております。

◎委員 応募書類として提出する、指定管理者事業計画書ですが、サービスの内容とか、それにかかる費用というのはこの中に入れるということですよ。

◎西田生涯学習部長 はい。

◎委員 そこで指定管理委託料として、人件費がいくらとか、利用料収入がどれくらいとかを細かく項目ごとに見積もっていくんですよね。

◎西田生涯学習部長 はい、そうです。そうしないと、ザル勘定になってしまいますので。

◎委員 まあ当然そういうふうに項目ごとに細かく出さないと比較ができないですもんね。これって、様式がありましたか。

◎西田生涯学習部長 はい、フォーマットで出していただく形となります。

◎委員 今、常時何人ぐらい配置されているんですか

◎天野生涯学習課長 各業務については、分厚い業務仕様書の中で、業務従事者の人数を定めているものもありまして、例えば、7ページですが、プール管理運営業務では、(5)に7人というふうに業務従事者の人数が定められています。各業務を行う上で、必要な人数の確保については業務仕様書を基準として適正に配置していただくこととしています。

◎委員 今の事業者さんは特に問題とかはないですか。

◎天野生涯学習課長 はい、特に問題ありません。

◎委員 あとは、市が直接管理していたときと比較して、こういうところが、指定管理にしてよくなったとか、利用者の方からご意見とかはありますか。やっぱり休館日が少なくなったというのはいいですね。

◎天野生涯学習課長 休館日については少なくなっております。月に2日だったのが、今は月に1日となりましたので、利用者にとっては利用しやすい環境にはなっていると思います。開館時間については、もともと9時までだったのを11時まで延ばしていましたが、東日本大震災後においては、節電等もございました関係から、9時まで短縮し、現在も9時までとなっています。

◎委員 募集要項の8ページの応募資格ですが、共同事業体でも応募できることになっていますが、これは地方自治法の手続き上問題ないのでしょうか。

◎西田生涯学習部長 この事業を受けるための共同事業体であれば問題ありません。

◎委員 はい、わかりました。

◎委員長 次に、選定基準について質疑を行います。清里山荘と同一選定基準となっており、このことについては、先ほど清里山荘のところで議論されたところだと思いますので、何か追加でご意見等ありましたらお願いします。よろしいですかね。

その他、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募について何か質疑はございますか。

(質疑なし)

◎委員長 以上で、本件についての質疑を終了いたします。

本指定管理者選定委員会として、教育委員会から諮問のあった小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の公募については、諮問のとおり認めるとの答申をすることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申することと決定いたしました。

◎水落企画政策課長 担当課については、退席させていただきます。

◎西田生涯学習部長 どうもありがとうございました。

◎委員長 次に、次回の委員会日程についてを議題といたします。

日程の調整をする前に、まず1次審査及び2次審査の在り方について、ここで協議させていただきたいと思います。事務局から発言を求めます。

◎水落企画政策課長 1次審査につきましては、先ほど決定いたしました選定基準に基づき、書類選考を行います。応募状況にもよりますが、多くても3者程度に絞り込みたいと思っております。

応募のあった書類を事前に各委員に送付し、書類による審査を行っていただき、総合的に合計点数の上位から3者程度を1次審査合格とします。

その後、2次審査を同じ選定基準により、プレゼンテーション、質疑を行ったのちに採点し、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと思っております。2次審査の時間としましては、1社あたりプレゼンテーション15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行うという形の提案をさせていただきたいと思います。ご協議のほどお願いいたします。

◎委員長 事務局から今後の1次審査、2次審査について提案がありました。ご意見があればお伺いしたいと思います。

◎委員 つまり、1次審査は出てきた提案について書類審査を行うということですね。この審査資料は事前に送られてくるわけですね。それで事前に自分の判断で点数をつけてくると。点数については、なにぶん初めてですから自信がないんですね。それでその点数で確定しちゃうのも無責任だなと思っているんですが、これはみなさんが集まったこの場で議論する機会がある、それによって変更することができるという認識でよろしいんですか。

◎委員長 はい。そうです。

◎委員 はい、わかりました。

◎委員 やっぱり全部目を通しておかないと評価できないですもんね。

◎水落企画政策課長 誠に恐縮ですがよろしくお願いします。

◎委員 さっきから考えていながらちょっと質問できなかったんだけど、今みたいに家で考えてくるとなると、結構大変ですね。

◎委員 ちなみに前回何者ぐらいの応募がありましたか。

◎水落企画政策課長 ちょっと確認させていただきます。

◎委員 どの事業者も整えてくるわけでしょうし、感じとしては全部よく見えちゃって。いくつも見てみないと勘はつかめないんでしょうね。

◎委員 事業者は公表されるんですか。

◎水落企画政策課長 公平性という観点から公表しないことになるのかなと考えております。

◎委員 ただ、隠してあってもなんとなくわかるんでしょうね。当社はこれまでの経験を生か

してとか書いてあったら、それである程度わかるのかもしれないですね。

◎委員長 あとはよろしいですか。

それでは、1次審査及び2次審査について、事務局提案のとおり行うことと決定いたしました。

では、委員会の日程について協議を行います。調整を行うため、一旦、10分ほど休憩いたします。

(休憩・調整)

◎委員長 では、再開したいと思います。

では、次回の日程について事務局の説明を求めます。

◎水落企画政策課長 先ほど1次審査及び2次審査の在り方についてご協議いただきました。指定の議案を議会で提出する関係で、恐縮ですが、1次審査については、清里山荘及び総合体育館・栗山公園健康運動センターを同一日に行い、2次審査は、施設ごとに各1日日程を設定させていただきたいと思います。

◎委員長 では、皆さんのお手元にはスケジュール表はございませんので、口頭でお伝えしますが、次回1次審査の日程については、12月3日(火曜日)18時から20時としたいと思います。2次審査につきましては、2回の日付がちょっと調整がつかなかったようですので、あらためて調整したいと思います。

以上のことから、ご多忙のところ誠に恐れ入りますけれども、1次審査の第16回選定委員会を12月3日18時から、2次審査につきましては、今後、事務局の方から各委員に個別にあたるという形で日程調整をしていただきます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、以上で本日の議事はすべて終了でございます。これをもって閉会といたします。みなさん大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後8時35分閉会)